

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

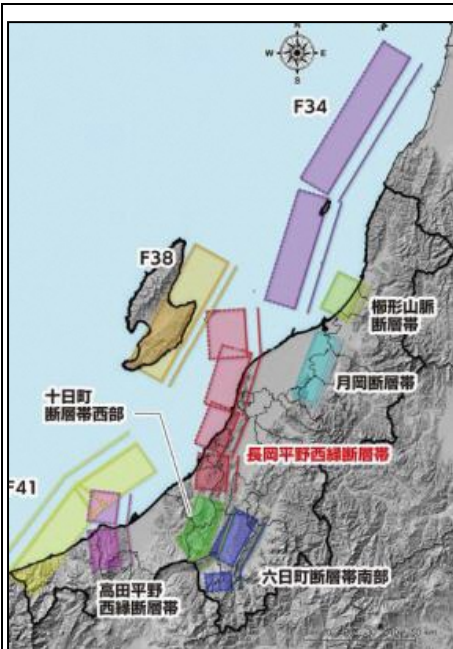
(1) 地域の災害等リスク

1) 地震 (想定地震)

県が令和4年3月に公表した「新潟県地震被害想定調査報告書」によると、燕市でも過去に経験した地震の被害を上回る建物倒壊や火災による焼失、人的被害、ライフライン被害の他、様々な災害が発生することが予想される。また、新潟県は全域が豪雪地帯に指定されており、積雪などによる冬季に想定される被害の拡大も予想される。

燕市内においては、長岡平野西縁断層帯が存在しており、この断層帯を震源とする地震では、燕市でも死者が約 1,300 人、多数の建物の倒壊、避難者は最大で約 37,000 人が予想され、広範囲にわたる被害が見込まれる。

		長岡平野西縁断層帯被害想定 (最大)			
		被害項目 (抜粋)	単位	新潟県全体	燕市
建物被害 (全壊)	揺れ	棟	112,678	19,832	
	液状化	棟	1,743	123	
	土砂災害	棟	653	1	
	津波	棟	425	0	
	火災	棟	55,746	10,110	
	合計	棟	171,245	30,066	
人的被害	死者数	人	7,920	1,297	
	負傷者数	人	56,922	5,915	
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	1,375,222	79,265
	下水道	支障人口	人	1,227,818	26,519
	電力	停電軒数	軒	642,431	28,025
	通信	不通回線	回線	839,314	42,677
	都市ガス	停止戸数	戸	338,243	27,439
	LPガス	支障戸数	戸	1,294	30
道路		箇所	997	46	
避難者		人	471,386	37,137	
被害額		兆円	22.63		



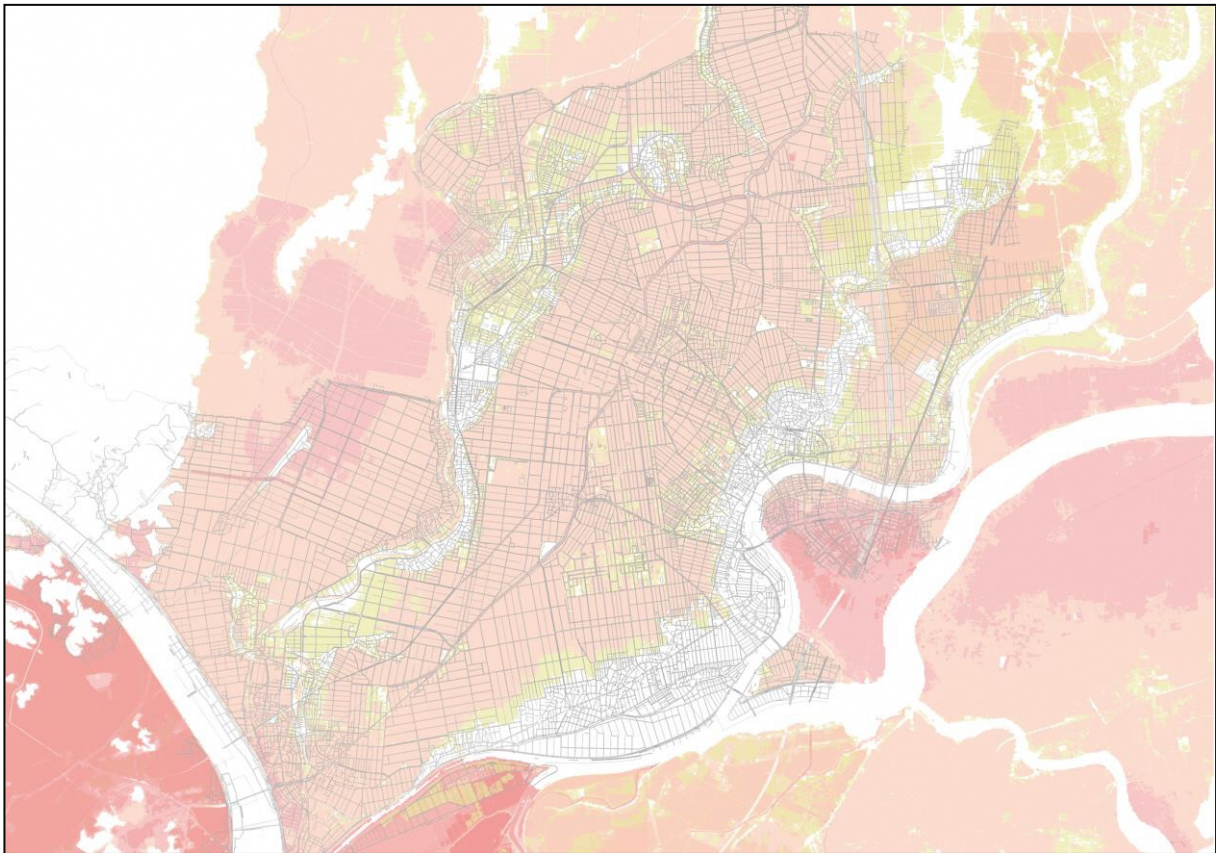
出典：燕市地域防災計画（震災対策編）※抜粋

2) 水害

燕市は、信濃川の本川と大河津分水路に囲まれた低地が広い面積を占めている。このことにより、この低地は上流の増水により常に水害の危険性が高い条件にある。したがって、企業内の重要な施設・電算機・書類等の防災措置が必須である。

過去には堤防の決壊により数市町村を泥海と化した、死者43人、浸水家屋6万600戸、被害面積180km²の大水害(横田切れ、明治29年)が起きている。

近年においても、集中豪雨に伴って家屋の浸水被害や田畑の浸水・冠水による農作物被害が数多く発生している。



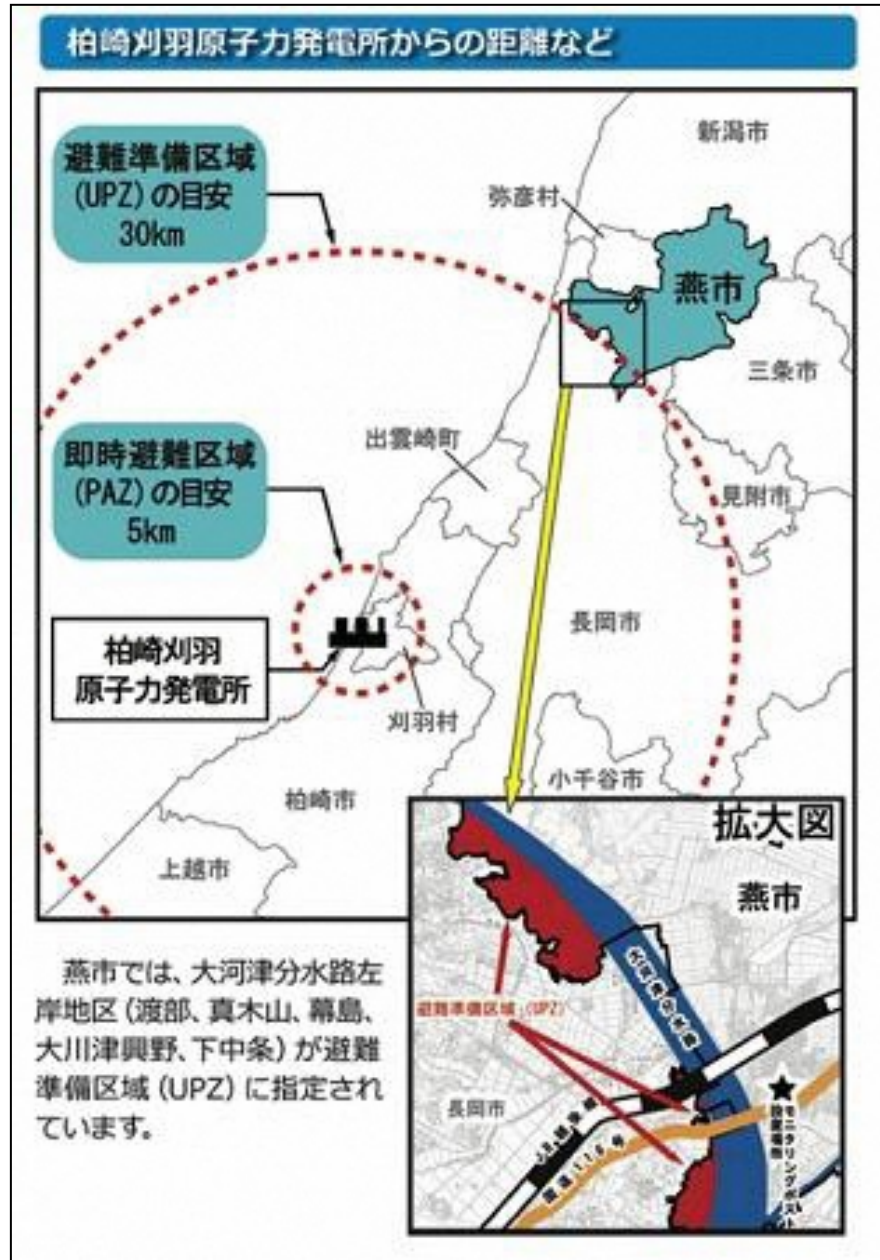
出典：燕市浸水想定図
(※大河津分水路・信濃川・中ノ口川・刈谷田川・伊海川・猿橋川の統合図)

3) 原子力災害

燕市は、避難準備区域（UPZ）に該当する半径 30 km 圏内の地域を有しており、大河津分水路左岸の地域が該当する。

上記を除く全市域は放射線量監視地域（UPZ外）であるが、必要に応じて避難準備区域（UPZ）と同様に対応する。

また原子力災害が発生し、屋内待避や一時移転、立ち退き避難等の指示が出た場合、PAZ、UPZ内にある企業が操業停止になることにより燕市内の関係企業のサプライチェーンが途絶することになり、事業継続が困難になる。



出典：燕市原子力災害対応ガイドブック

4) 感染症

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、未知の感染症は数十年単位の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のようにほとんどの人が免疫を獲得していない場合は当市においても多くの市民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある。また外出自粛等の影響により営業が困難になることや社員への感染が広がることにより操業が困難になることから、経済活動に影響を及ぼすことが懸念される。

まん延防止や免疫獲得には広域的対応の観点から国や新潟県と連携して感染防止の対策を講じる必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 4,972件
- ・小規模事業者数 4,316件
(令和3年経済センサスをベースに独自集計)

	業種	商工業者数	うち小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	卸・小売業	1,103	894	市内に広く分散
	製造業	1,708	1,510	市内に広く分散、工業団地等集中している地域もあり
	宿泊・飲食業	380	260	市街地に多い
	建設業	346	305	市内に広く分散
	サービス業・その他	1,435	1,347	市内に広く分散
	合計	4,972	4,316	

	商工業者数	うち小規模事業者数
燕商工会議所	3,083	2,790
つばめ商工会	1,889	1,526
合計	4,972	4,316

※小規模事業者の定義
(従業員数)
商業・サービス業 5人以下
製造業・その他 20人以下

(3) これまでの取組

1) 燕商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP研修会への参加
- ・損害保険の加入促進
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口設置
- ・令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口の設置
- ・危機管理規程の制定

2) つばめ商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・BCP研修会への参加
- ・損害保険の加入促進
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業支援対策特別相談窓口設置
- ・令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口の設置
- ・危機管理規程の制定

3) 燕市の取組

- ・燕市地域防災計画策定
風水害対策編(令和6年3月改訂)
震災対策編(令和6年3月改訂)
原子力災害対策編(令和6年3月改訂)

原子力災害に備えた燕市避難計画（令和4年3月改訂）

- ・燕市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月策定）
- ・洪水・土砂災害ハザードマップ作成（平成30年4月改訂）
- ・燕市ICT部門の業務継続計画（令和3年3月策定）
- ・燕市国土強靱化地域計画（令和5年3月改訂）
- ・燕市国民保護計画（平成29年8月策定）
- ・防災出前講座の実施
- ・防災訓練の実施

II 課題

- ・自然災害の発生など緊急事態に遭遇した際、小規模事業者である程、事業継続に大きな支障が生じかねないこと、またそれを最小限に抑えるためにBCPが有効であることの基本的認識が広がっていないため、啓蒙活動の強化が課題である。
- ・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境の中、他に優先すべき業務を抱えており、BCP策定の余力がない。BCP策定に必要なノウハウやスキルがない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・現状では、災害発生時の対応が市、商工会議所、商工会でまちまちであり、各団体相互の情報共有や被災支援における連携体制が整備されていない。
- ・サプライチェーンをなす企業との平時からの危機管理を考慮した連携が最も重要であるが、できていない。

III 目標

- ・災害対策に関するセミナーの開催や構成団体の会報での周知等によって、地域内の小規模事業者に対する防災意識の啓発を図る。
- ・地域内の小規模事業者に対する事業継続力強化計画やBCPの策定支援を強化することで、小規模事業者の災害対応力の底上げを図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において国内感染者発生期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・災害対応に関する情報共有と、地域の事業継続力強化に関する支援方針の検討を行うため、構成団体間での連携体制を強化する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・燕商工会議所、つばめ商工会、燕市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

燕市	燕商工会議所・つばめ商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催
事業継続計画策定に係る 補助金制度の活用	事業継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急時の対策及び復旧支援	

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導等の機会を活用し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・会報やホームページ、メールマガジン等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の紹介等を行う。
- ・事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症については、感染の状況が日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・つばめ商工会は令和6年4月に危機管理マニュアルを作成し、随時更新している。(別添の通り)
- ・燕商工会議所については令和7年度中に災害対策マニュアルを作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社やBCPに詳しい専門家と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP策定と取組状況を確認するとともに、低利融資の利用や補助金の加
点要件にもなる国の事業継続力強化計画認定申請を勧める。
- ・実務者レベルで燕市事業継続力強化支援協議会を年1回開催し、状況確認や改善点等について協
議する。(令和7年度に設置予定・構成員：燕商工会議所、つばめ商工会、燕市)

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等(例：マグニチュード6の地震)が発生したと想定し、燕商工会議所とつばめ商工会、
燕市との連絡手段の確保、連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状
況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に安否確認を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)
等を燕商工会議所、つばめ商工会、燕市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい
等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態
宣言」が出た場合は、燕市における感染症対策本部設置に基づき燕商工会議所、つばめ商工会に
よる感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・燕市災害対策本部等の方針に従い、燕商工会議所とつばめ商工会、燕市が連携して、被害状況や
被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安
全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・燕商工会議所・つばめ商工会の被害が一定程度落ち着いた段階で、地区内小規模事業者の大まか
な被害状況を確認し、情報共有する。
- ・原子力災害・感染症に関しては新潟県や燕市からの要請等に基づき対応する。

災害規模	被害状況	配備態勢
大規模な被害あり	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等比較 的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・ 半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしく は、交通網が遮断されており、確認ができない。	出勤可能な職員が 出勤、情報収集
被害あり	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「窓ガラスが割れる」等比較 的軽微な被害が発生している。	事務局長・経営指導 員等警戒態勢
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害情報なし。	無し

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

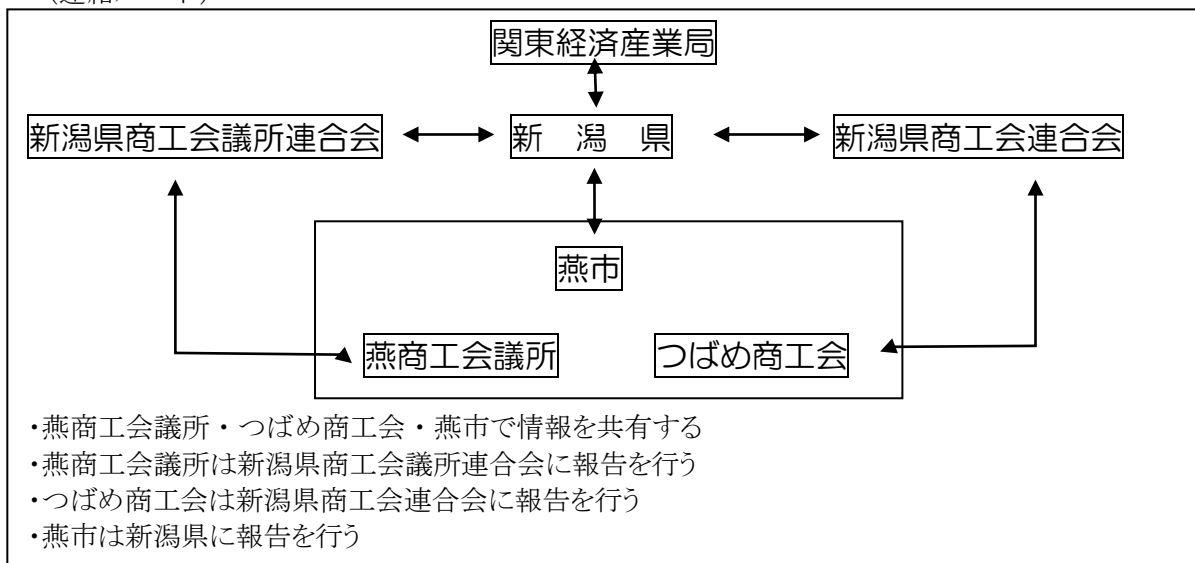
- ・本計画により、燕商工会議所とつばめ商工会、燕市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日2回共有する
1週間～2週間	1日1回共有する
2週間以降	必要に応じて

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、関係機関からの指導等を参考にする。
- ・燕商工会議所とつばめ商工会、燕市が共有した情報を、県の指定する方法にて燕市が県へ報告する他、別途指示があった方法で燕商工会議所が新潟県商工会議所連合会、つばめ商工会が新潟県商工会連合会に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、共有した情報を県の指定する方法にて燕市が県へ報告する他、別途指示があった方法で燕商工会議所が新潟県商工会議所連合会、つばめ商工会が新潟県商工会連合会に報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、燕市と相談する（燕商工会議所・つばめ商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

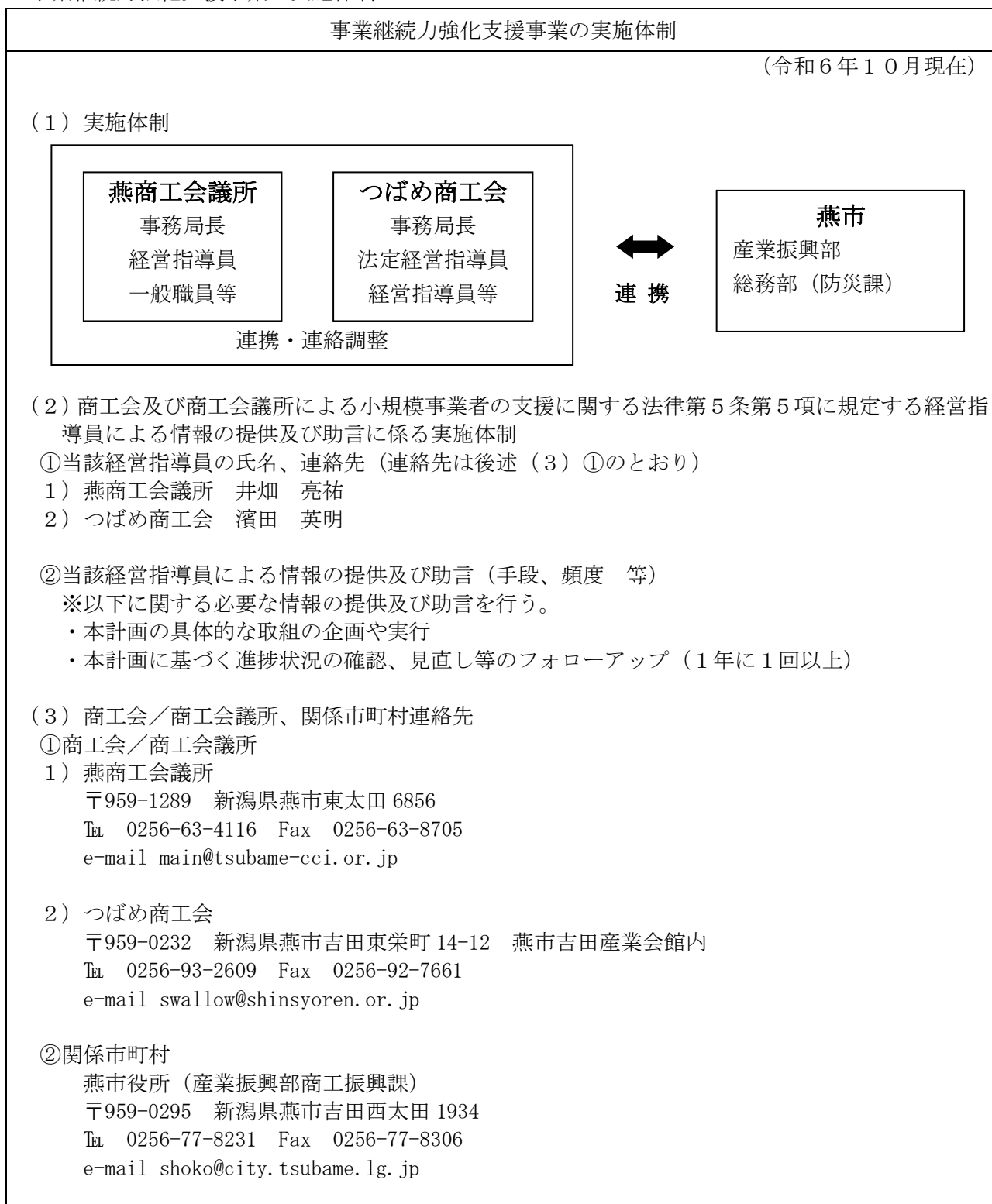
- ・ 県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
・ 専門家謝金	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 印刷費	200	200	200	200	200
・ その他対策費	100	100	100	100	100

(備考) 燕商工会議所とつばめ商工会の合計見込み額を記載。

調達方法
会費や手数料等自主財源、燕市・新潟県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし